

公共建築物等における県産材利用促進を

市議会経済建設委員会が木材組合からの陳情を採択

このほど、沼田木材組合と（社）群馬県木材組合連合会の連名で市議会へ提出された「公共建築物等における県産材利用促進について」の要望書（陳情扱い）を1月15日に開催された経済建設委員協議会において審査が行なわれました。

平成22年5月に制定された「国や地方公共団体が整備する建築物、学校法人や社会福祉施設などのうち低層の建築物は、原則として木造化を図るとした『公共建築物における木材の利用の促進に関する法律』」にそって、都道府県や市町村でも「地元産木材の利用促進を図る基本方針」の策定が検討されています。群馬県では、平成23年3月29日付で、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」を策定しています。沼田市でも24年度中に策定する方向で検討中ということです。

沼田市では現在、沼田中学校で、木造平屋建ての校舎を12億円の予算をかけて建築中ですが、地場産及び県産材を使用するのではないかと期待されていましたが、実際にはほとんど使用されなかったため、木材組合員などから不満の声があがっています。建築・設計に責任を持っている建設課では、地場産や県産材という指定をしなかったと言っています。これでは、地域の木材関係産業の発展はありません。

経済建設委員会では、今後策定する基本方針にしたがって、地場産や県産材を使用していく必要があることから、今回の要望書を採択と決定しました。

優良従業員・優良技能者表彰が行なわれます

2月14日（木）午後6時から、保健福祉センター多目的ホールにおいて今年度の市内の事業所で働く優良従業員・優良技能者表彰が行なわれます。昨年度は優良従業員74人、優良技能者5人の計79人が表彰されました。



改築前の沼中校舎

人権無視の税務行政は許さない！ 改悪国税通則法が1月から施行 税務調査は任意で同意が前提

民主党は政権にあった2011年11月、自民・公明の協力を得て「国税通則法の改悪案」を可決成立させました。

国税通則法の改悪は、帳簿書類等の提示・提出、税務署内での留め置き、修正申告の勧奨、更正請求の期間延長に併せて増額更正も5年とするなど、納税者に義務を押しつけるものです。また、所得300万円以下の白色申告者に対しても貴重を義務付けました。

納税者の権利憲章や納税者の権利パンフを学ぼう

税務調査は、通則法が改悪されても「任意」ということには変わりはありません。任意調査である以上、税務調査は納税者の「同意」が必要です。「犯罪調査のために認められたものと解してはならない」（法74条8項など）という原則は変わりません。

納税者の権利憲章や新版「納税者の権利」パンフを学び力にしていきましょう。お問い合わせは沼田民商23-3851まで。

はとバスツアーが上之町商店街へ！

東京を拠点とする「はとバス」の沼田市へのツアーが実施されています。

「はとバスツアー」は、利根町「南郷の曲屋」から老神温泉で温泉と食事をし、上之町商店街で散策や買い物を楽しみます。

この1月には5回ほどが実施されました。城下町の散策や桜の沼田公園見学なども取り入れられ発展することを期待しています。



南郷の曲屋

2013年1月27日 No.642

いのさんニュース

発行所沼田市下久屋町983 ☎23-1519

井之川博幸議員活動地域版部内資料